

令和4年度第1回  
豊橋市国民健康保険運営協議会

日 時 令和4年7月14日（木）午後1時30分  
場 所 豊橋市役所 西館7階 第1委員会室

# 次 第

## 1 あいさつ

## 2 議 事

- 議題 1 令和 3 年度豊橋市国民健康保険事業の概要について …… 1
- 議題 2 令和 3 年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について …… 5
- 議題 3 令和 3 年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業  
報告について …… 6
- 報告 1 令和 3 年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について ……10
- 報告 2 豊橋市国民健康保険被保険者証（保険証）の一斉更新等について  
……12
- 報告 3 後期高齢者医療制度に関するお知らせ（当日資料配布）
- 報告 4 国民健康保険税の賦課誤りについて（当日資料配布）
- その他 次回開催について

# 議題 1 令和3年度豊橋市国民健康保険事業の概要について

## 1. 被保険者数

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減	
総人口 (A)		370,829人	373,833人	△ 3,004人	99.2%
被保険者総数 (B)		71,639人	74,242人	△ 2,603人	96.5%
加入率 (B/A)		19.3%	19.9%	△ 0.6ポイント	
内 訳	一般被保険者	71,639人	74,242人	△ 2,603人	96.5%
	退職被保険者	0人	0人	0人	—
	前期高齢者(再掲)	31,570人	32,357人	△ 787人	97.6%
うち介護保険第2号被保険者		23,346人	24,087人	△ 741人	96.9%

(各年度3月31日現在)

## 2. 世帯数

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減	
総世帯数 (A)		162,193世帯	161,770世帯	423世帯	100.3%
被保険者世帯数 (B)		45,560世帯	46,610世帯	△ 1,050世帯	97.7%
加入率 (B/A)		28.1%	28.8%	△ 0.7ポイント	
うち介護保険第2号被保険者		19,607世帯	20,115世帯	△ 508世帯	97.5%

(各年度3月31日現在)

## 3. 国民健康保険税率

		令和3年度			令和2年度		
		医療分	支援金分	介護分	医療分	支援金分	介護分
税 率	所得割	加入者全員の所得割基礎額の合計 × 6.48%	加入者全員の所得割基礎額の合計 × 2.44%	2号加入者の所得割基礎額の合計 × 2.14%	加入者全員の所得割基礎額の合計 × 6.48%	加入者全員の所得割基礎額の合計 × 2.44%	2号加入者の所得割基礎額の合計 × 2.14%
	均等割	18,800円	6,800円	7,900円	18,800円	6,800円	7,900円
	平等割	28,200円	10,100円	8,400円	28,200円	10,100円	8,400円
課税限度額		630,000円	190,000円	170,000円	630,000円	190,000円	170,000円
1人当たりの調定額(現年分)		65,946円	23,845円	27,048円	66,613円	24,069円	28,299円
収納率(現年分)		93.63%			92.89%		

#### 4. 保険給付事業

区分	令和3年度		令和2年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養給付費	1,185,392件	19,016,886,047円	1,138,278件	18,214,114,957円	47,114件	802,771,090円
療養費	18,803件	130,899,394円	18,588件	125,855,554円	215件	5,043,840円
高額療養費	49,590件	2,663,999,143円	47,728件	2,521,184,893円	1,862件	142,814,250円
高額介護合算療養費	47件	1,407,904円	44件	1,218,022円	3件	189,882円
移送費	0件	0円	0件	0円	—	—
出産育児諸費	225件	94,185,990円	253件	105,913,230円	△ 28件	△ 11,727,240円
葬祭諸費	424件	21,200,000円	440件	22,000,000円	△ 16件	△ 800,000円
傷病手当金※	64件	2,549,992円	31件	995,179円	33件	1,554,813円
合計	1,254,545件	21,931,128,470円	1,205,362件	20,991,281,835円	49,183件	939,846,635円

※ 新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与を受け取れない、または減額された場合に傷病手当金を支給します。

#### 参考:豊橋市国民健康保険医療費の推移(医科・歯科)

年度	月	被保険者数	医科医療費(円)	1人当たり 医科医療費 (入・外)(円)	1人当たり 医科医療費 (入・外) 対前年同月比	歯科医療費(円)	1人当たり 医療費(歯科) (円)	1人当たり 医療費(歯科) 対前年同月比	1人当たり 医療費 (医科+歯科)	1人当たり 医療費 (医科+歯科) 対前年同月比
平成 31年度	累計	-	23,296,723,320	24,943	<b>4.3%</b>	2,003,508,940	2,145	<b>0.3%</b>	<b>27,088</b>	<b>4.0%</b>
令和 2年度	4月	77,257	1,860,876,460	24,087	-2.0%	145,744,290	1,886	-13.6%	25,973	-3.0%
	5月	76,696	1,676,057,060	21,853	-8.5%	134,864,440	1,758	-15.9%	23,611	-9.1%
	6月	76,702	1,878,001,710	24,485	0.8%	175,992,980	2,295	2.7%	26,780	1.0%
	7月	76,607	1,880,916,540	24,553	-5.9%	173,025,150	2,259	-2.2%	26,812	-5.6%
	8月	76,307	1,763,091,220	23,105	-7.5%	152,322,520	1,996	3.6%	25,101	-6.7%
	9月	76,232	1,776,868,980	23,309	-4.8%	170,930,010	2,242	5.9%	25,551	-3.9%
	10月	76,115	1,965,166,190	25,818	1.2%	179,422,490	2,357	7.8%	28,175	1.7%
	11月	75,949	1,766,261,130	23,256	-7.5%	162,755,580	2,143	-0.4%	25,399	-7.0%
	12月	75,810	1,895,548,530	25,004	-0.4%	174,629,580	2,304	3.4%	27,308	-0.1%
	1月	75,809	1,831,174,870	24,155	-5.2%	146,690,300	1,935	-6.2%	26,090	-5.3%
	2月	75,359	1,755,215,420	23,291	-4.7%	159,647,530	2,118	1.7%	25,409	-4.2%
	3月	75,169	2,038,037,610	27,113	6.9%	188,002,530	2,501	15.5%	29,614	7.5%
	累計	-	22,087,215,720	24,166	<b>-3.1%</b>	1,964,027,400	2,149	<b>0.2%</b>	<b>26,315</b>	<b>-2.9%</b>
令和 3年度	4月	75,830	1,922,876,790	25,357	5.3%	176,820,370	2,332	23.6%	27,689	6.6%
	5月	75,203	1,804,653,320	23,997	9.8%	156,564,950	2,082	18.4%	26,079	10.5%
	6月	75,042	1,950,240,560	25,989	6.1%	179,460,670	2,391	4.2%	28,380	6.0%
	7月	74,864	1,956,215,490	26,130	6.4%	168,447,560	2,250	-0.4%	28,380	5.8%
	8月	74,590	1,885,855,810	25,283	9.4%	156,672,240	2,100	5.2%	27,383	9.1%
	9月	74,413	1,889,056,340	25,386	8.9%	164,623,510	2,212	-1.3%	27,598	8.0%
	10月	74,166	1,980,893,530	26,709	3.5%	179,305,370	2,418	2.6%	29,127	3.4%
	11月	73,729	1,903,218,440	25,814	11.0%	174,334,330	2,365	10.4%	28,179	10.9%
	12月	73,278	1,932,136,210	26,367	5.5%	173,122,240	2,363	2.6%	28,730	5.2%
	1月	73,123	1,824,674,700	24,954	3.3%	150,851,660	2,063	6.6%	27,017	3.6%
	2月	72,672	1,702,959,170	23,434	0.6%	154,492,710	2,126	0.4%	25,560	0.6%
	3月	72,613	1,991,479,440	27,426	1.2%	181,609,390	2,501	0.0%	29,927	1.1%
		累計	-	22,744,259,800	25,569	<b>5.8%</b>	2,016,305,000	2,267	<b>5.5%</b>	<b>27,836</b>

## 5. 保健衛生普及事業

事業種別		令和3年度	令和2年度	比較増減	
脳ドック等 診査助成件数	脳ドック・脳検診	134件	120件	14件	111.7%
	肺がん検診	3件	5件	△ 2件	60.0%
	心臓ドック	20件	21件	△ 1件	95.2%
医療費通知（年間通知延べ世帯数）		217,600世帯	216,307世帯	1,293世帯	100.6%
ジェネリック医薬品利用差額通知 （年間通知人数）		6,381人	6,653人	△ 272人	95.9%

## 6. 特定健康診査等事業

区分		令和3年度	令和2年度	比較増減	
特定健康診査	受診者数	20,159人	19,534人	625人	103.2%
	受診率	35.5%	34.7%	0.8ポイント	
特定保健指導	動機付け支援	273人	294人	△ 21人	92.9%
	積極的支援	55人	48人	7人	114.6%
	計	328人	342人	△ 14人	95.9%
	利用率	15.1%	15.6%	△ 0.5ポイント	

## 7. 令和3年度豊橋市国民健康保険事業決算(見込)

(参考R2)

(1) 歳入	35,176 百万円	34,768 百万円
(2) 歳出	32,620 百万円	32,474 百万円
(3) 差引残額	2,556 百万円	2,294 百万円

### 歳入

区 分		令和3年度		令和2年度	前年度対比
		決算見込額(百万円)	構成率	決算額(百万円)	
国民健康保険税		7,314	21 %	7,618	96.0 %
国・県支出金(負担金、補助金等)		22,478	64 %	21,495	104.6 %
内 訳	普通交付金	21,892	(62) %	20,834	105.1 %
	特別交付金他	586	(2) %	661	88.7 %
一般会計繰入金		2,871	8 %	2,891	99.3 %
諸収入他		2,513	7 %	2,764	90.9 %
<b>合 計</b>		<b>35,176</b>	<b>100 %</b>	<b>34,768</b>	<b>101.2 %</b>

### 歳出

区 分		令和3年度		令和2年度	前年度対比
		決算見込額(百万円)	構成率	決算額(百万円)	
保険給付費		21,989	66 %	21,048	104.5 %
国民健康保険事業費納付金		9,731	30 %	10,037	97.0 %
内 訳	医療給付費納付金	6,505	(20) %	6,919	94.0 %
	後期高齢者支援金分納付金	2,283	(7) %	2,269	100.6 %
	介護納付金分納付金	943	(3) %	849	111.1 %
総務費ほか		631	2 %	636	99.2 %
基金積立金		1	1 %	500	0.2 %
保健事業費		268	1 %	253	105.9 %
<b>合 計</b>		<b>32,620</b>	<b>100 %</b>	<b>32,474</b>	<b>100.4 %</b>

### 基金残高

令和2年度末保有額	令和3年度積立額	令和3年度末保有額
500,973 千円	379 千円	501,352 千円

## 議題2 令和3年度豊橋市国民健康保険税の収納状況について

### 1. 令和3年度収納状況

	調定額累計 (A) 円	収納額累計 (B) 円	還付未済額 (別掲) (C) 円	不納欠損額 (D) 円	未収額 (A-B-D) 円	収納率 (B÷A) %	収入率 ((B+C)÷A) %
現年分	7,261,788,700 (7,534,278,000)	6,798,946,622 (6,998,370,967)	21,095,333 (26,399,324)	1,414,500 (175,400)	461,427,578 (535,731,633)	93.63% (92.89%)	93.92% (93.24%)
滞納繰越分	2,433,093,350 (2,935,341,542)	492,948,297 (592,311,530)	1,013,102 (1,211,036)	211,597,754 (410,417,109)	1,728,547,299 (1,932,612,903)	20.26% (20.18%)	20.30% (20.22%)
計	9,694,882,050 (10,469,619,542)	7,291,894,919 (7,590,682,497)	22,108,435 (27,610,360)	213,012,254 (410,592,509)	2,189,974,877 (2,468,344,536)	75.21% (72.50%)	75.44% (72.77%)

※( )は、前年度

〔参考〕 令和2年度との比較

区分	現年分	滞納繰越分	合計
調定額	△ 272,489,300円	△ 502,248,192円	△ 774,737,492円
収納額	△ 199,424,345円	△ 99,363,233円	△ 298,787,578円
未収額	△ 74,304,055円	△ 204,065,604円	△ 278,369,659円
収納率	0.74ポイント ↑	<b>0.08ポイント</b> ↑	2.71ポイント ↑

### 2. 令和3年度の主な取組状況

① 新型コロナウイルス感染症対策として、収入が大幅に減少した被保険者に対し、保険税の減免を行った。

	決定件数	減免額(円)
R2	671	75,242,800
R3	116	18,310,900

② 納付機会拡大のため、LinePayに加え令和3年5月にPayPay、10月からauPAY、d払い、J-coinPay収納を開始しキャッシュレス化を進めた。

③ 現年・国保、一般、特別整理の各担当ごとに催告文書の内容を変え、より効果的な文書催告を休日開庁(1回)、休日電話相談(4回)に合わせて実施した。

④ 東三河広域連合へ高額・困難案件を移管し、滞納整理を実施した。

⑤ 現年度完結型滞納整理を強化した。

早期の催告から調査、差押えへつなげて早期の完納を目指した。また、随時分が発生した場合は課税課においてその内容や金額・納期等について十分な説明を行い、滞納にならないように働きかけをした。

### 3. 令和4年度の主な取組状況

① 業務の効率化・迅速化を図るため、金融機関への預金照会業務を電子化する。

② 現年・国保、一般、特別整理の各担当ごとに催告文書の内容を変えたり、年6回の休日開庁をコロナの状況に合わせて休日電話相談として相談機会を維持する。

③ 東三河広域連合による高額・困難案件の徴収を継続する。

④ 執行停止マニュアルのもと、不良債権化した滞納分を整理する。

⑤ 現年度完結型滞納整理を強化する。

早期の催告から調査、差押えへつなげ、特に継続債権である給与や年金の差押えを強化する。

# 議題3 令和3年度豊橋市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導事業報告

## 1.豊橋市計画目標値

平成30年度から令和5年度の豊橋市国民健康保険 保健事業実施計画として、「第2期豊橋市国民健康保険データヘルス計画」及び「第3期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定した。

令和3年度の計画目標値は、特定健康診査受診率50%、特定保健指導では支援後の評価終了を実施率44%としている。また、糖尿病の重症化予防として、血糖コントロールの指標であるHbA1c7.0%以上の者の割合の減少を目標としている。

## 2.特定健康診査

(1)対象者：豊橋市国民健康保険加入者 40歳～74歳まで

(2)実施期間：令和3年5月10日～令和4年1月31日まで

(3)実施形態：個別医療機関健診（129医療機関）・6医療機関人間ドック同時実施  
 集団健診24回 ・JA集団人間ドック同時実施

### (4)検査項目

基本項目	詳細項目(一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・問診、理学的検査</li> <li>・身体計測(身長・体重・腹囲)</li> <li>・血圧測定</li> <li>・尿検査(尿蛋白・尿糖)</li> <li>・血液検査(肝機能・脂質・血糖)</li> <li>・血清クレアチニン、血清尿酸、e-GFR</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心電図(12誘導心電図)</li> <li>・眼底検査</li> <li>・貧血検査:赤血球・血色素量・ヘマトクリット値</li> </ul>

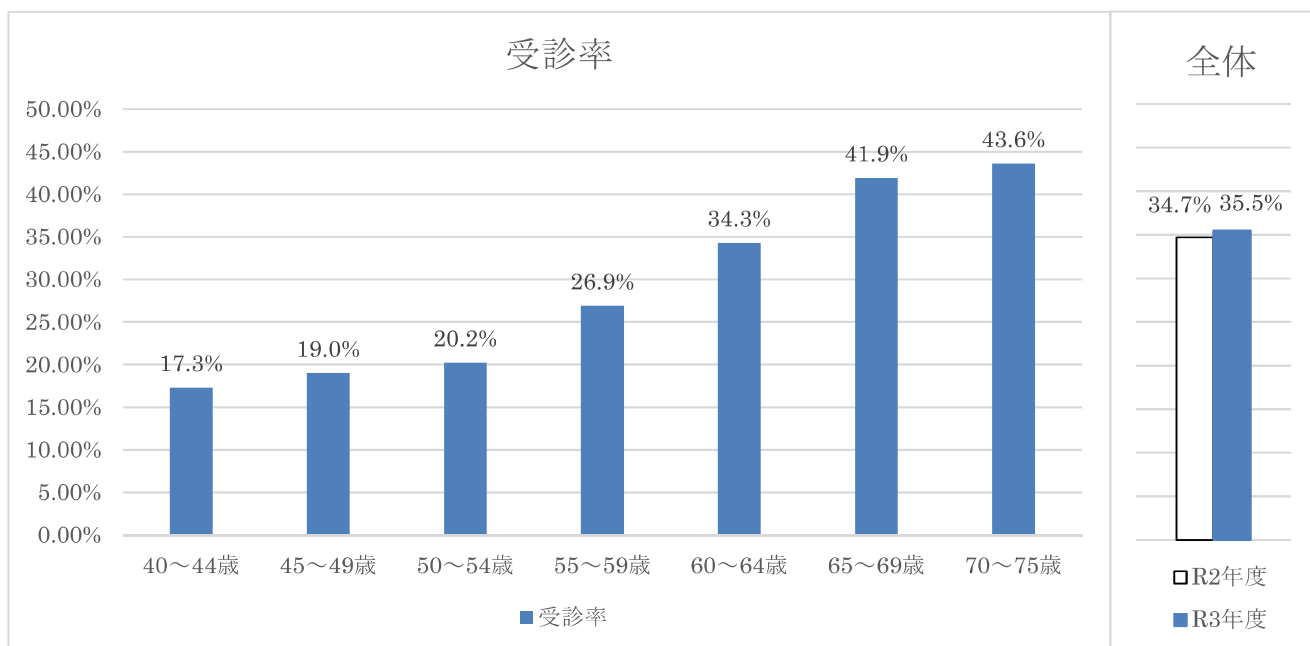
### (5)令和3年度年代別受診者数・受診率

※令和4年5月末現在の速報値

年度年齢	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～75歳	計	令和2年度
対象者数(人)	3,495	4,467	4,631	4,374	6,370	11,662	21,861	56,860	56,349
受診者数(人)	603	849	934	1,177	2,184	4,882	9,530	20,159	19,534
受診率(%)	17.3	19.0	20.2	26.9	34.3	41.9	43.6	35.5	34.7

※年度年齢75歳は誕生日前日までの受診者数

#### (5)-1 年代別受診率グラフ





### 3. メタボリックシンドローム判定

#### (1)メタボリックシンドローム判定基準

内臓脂肪型肥満 ○腹囲 男性：85cm以上 女性：90cm以上 (内臓脂肪面積男女とも100cm <sup>2</sup> 以上に相当)
--

＋ 該当者 上記に加え、以下のうち2項目以上が該当  
 予備群 上記に加え、以下のうち1項目が該当

※糖尿病、脂質異常症、高血圧に対する薬剤治療を受けている場合はそれぞれの項目に含める。

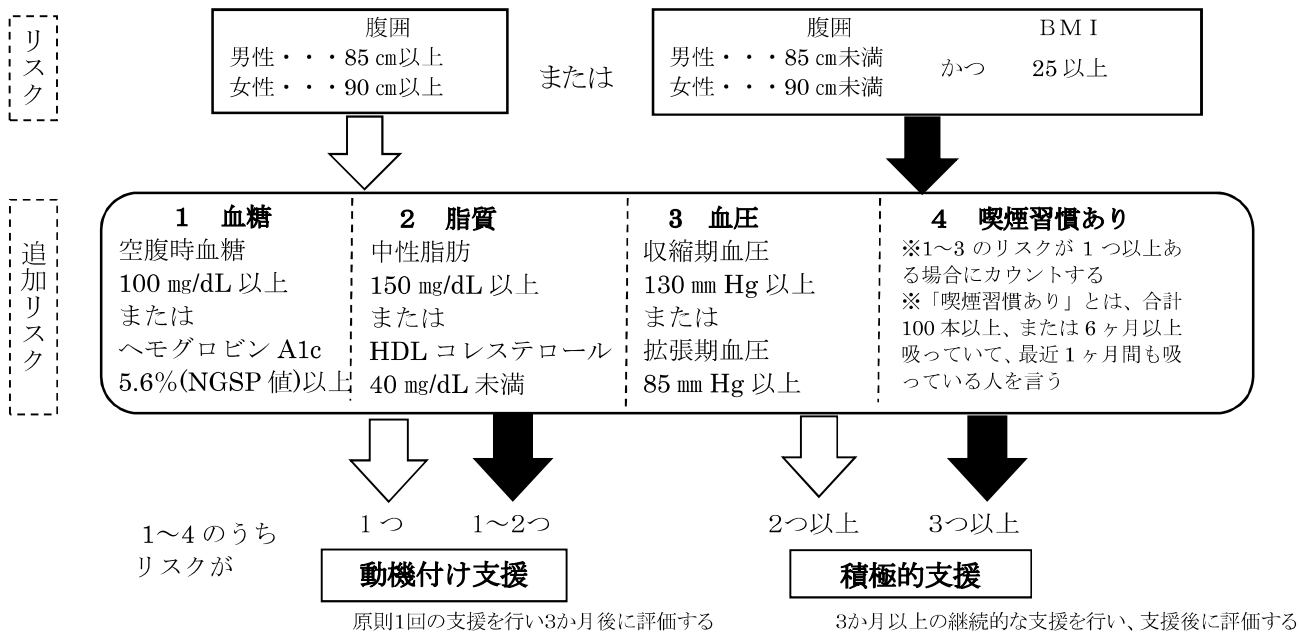
項目	○高血糖	○脂質異常	○高血圧
基準値	空腹時血糖値 110 mg/dL 以上	中性脂肪(TG)値 150 mg/dL 以上 HDL コレステロール 40 mg/dL 未満のいずれか、または両方	収縮期血圧値 130mmHg 以上 拡張期血圧値 85mmHg以上の いずれか、または両方

#### (2)メタボリック判定該当者数 ※令和4年5月末現在の速報値

区分	令和3年度		令和2年度	
	該当者数(人)	割合(%)	該当者数(人)	割合(%)
基準該当	4,546	22.6	4,363	22.3
予備群該当	2,339	11.6	2,284	11.7
非該当	13,270	65.8	12,883	66.0
不明	4	0.0	4	0.0
計	20,159	100	19,534	100

### 4.特定保健指導

(1)対象者:特定健康診査受診者のうち下記の階層化により抽出された方



※積極的支援に該当した者のうち、65歳以上の者は動機付け支援とする。

※健診時、医療機関で生活習慣病の治療を受けていない者

**(2)令和3年度保健指導レベル別対象者数** ※令和4年5月末現在の速報値

区分	令和3年度	
	対象者数(人)	割合(%)
動機付け支援	1,704	8.5
積極的支援	472	2.3
情報提供	17,983	89.2
計	20,159	100

**(3)令和3年度特定保健指導 年代別利用者数・受講率** ※令和4年5月末現在の速報値

令和3年度特定保健指導対象者への介入期間は、令和3年度～令和4年度に及ぶ

項目		40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	計(人)	受講率(%)
動機付け支援	対象者数	43	63	72	94	120	506	806	1,704	-
	初回面談利用者数	1	6	12	16	19	93	126	273	16.0
積極的支援	対象者数	61	92	82	91	146	-	-	472	-
	初回面談利用者数	9	9	3	10	24	-	-	55	11.7
初回面談利用者合計		10	15	15	26	43	93	126	328	15.1

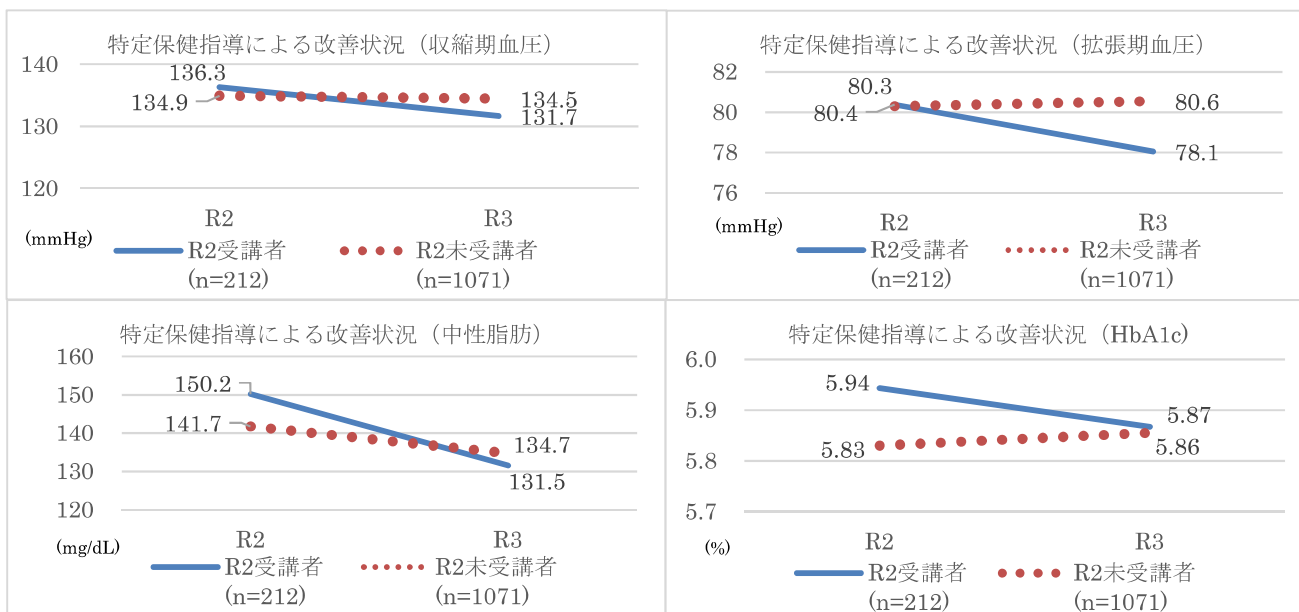
※初回面談利用者数の内、遠隔面接利用者9名

**(4)令和3年度特定保健指導 受講申し込み方法**

	申し込み者(人)	割合(%)
集団検診当日の初回面接実施	10	3.1
健診結果を確認し自ら申し込み	3	0.9
保健所より送付した受講通知による申し込み	164	50.0
専門職による電話勧奨での申し込み	151	46.0
計	328	100

**5.特定保健指導結果**

令和2年度特定保健指導対象者への介入期間は、4～6か月間で令和2年度～令和3年度に及ぶ特定保健指導を実施後、一年後の特定健康診査結果は以下のとおりとなった。



※母数nは、令和2年度、令和3年度両年の健診を受診した者。ただし、血圧・血糖・脂質異常について内服治療をしていると回答した者を除く。

## 6.令和3年度の取組みと令和4年度の取組み予定

### (1) 令和3年度の取組み

①特定健康診査受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍でも安心して受診できるよう定員を減らし受付時間を細かく区切り感染対策を施し集団健診を実施</li> <li>・AIを活用し対象者の特性に合わせた未受診者勧奨通知を2回(9月、1月)から1回増やし3回(6月、10月、1月)実施</li> </ul>
②特定保健指導実施率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手軽にできるメールでの申し込みを継続(令和2年度～)</li> <li>・全ての集団健診当日において初回面接の分割実施(平成30年度～)</li> <li>・コロナ禍でも安心して保健指導が受講できるようオンラインによる遠隔面接の開始(令和3年度～)</li> <li>・未受講者に対する専門職による電話勧奨を継続(令和元年度～)</li> </ul>
③糖尿病等の重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診にて野菜摂取量についてのミニ講座など生活習慣病予防のための健康教育を開始(令和3年度)</li> <li>・かかりつけ医と保健所間をつなぐ連絡票を見直し情報共有内容を明確化</li> <li>・協力医療機関一覧表及び腎臓専門医の紹介基準の活用推進(令和2年度～)</li> <li>・市内の他保険者(1か所)において連絡票様式や協力医療機関一覧等を共有(令和3年度～)</li> <li>・腎臓お守りシールの配布対象を健診受診者に加えて治療中の方へ拡大し、協力医療機関からも配布開始</li> <li>・医療機関受診中断の方への受診勧奨通知送付(令和2年度～)</li> <li>・医歯薬連携による糖尿病重症化予防モデル事業実施</li> </ul>

### (2) 令和4年度の取組み予定

①特定健康診査受診率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診の予約方法を委託業者による電話とネットで行えるよう変更</li> <li>・全ての集団健診日程で各種がん検診等と同時実施</li> <li>・AIを活用し、対象者の特性に合わせた未受診者勧奨をはがきに加え、SMSにて実施</li> </ul>
②特定保健指導実施率向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての集団健診当日の初回面接の分割実施の継続(平成30年度～)</li> <li>・オンラインによる遠隔面接の継続(令和3年度～)</li> <li>・個別指導だけではなく、少人数でのグループ指導を開始</li> <li>・未受講者に対する専門職による電話勧奨の継続(令和元年度～)</li> </ul>
③糖尿病等の重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集団健診会場にて受診者全員に野菜摂取量など生活習慣病予防のための健康教育を開始</li> <li>・連絡票を活用した、かかりつけ医と保健所との情報連携の継続(令和2年度～)</li> <li>・協力医療機関一覧表及び腎臓専門医紹介基準の活用継続(令和2年度～)</li> <li>・市内の他保険者において連絡票様式や協力医療機関一覧等を共有(令和3年度～)</li> <li>・腎臓お守りシールの配布により治療中断防止、関係機関の連携強化(令和2年度～)</li> <li>・医歯薬連携による糖尿病重症化予防モデル事業の継続実施(令和3年度～)</li> <li>・事業改善に向けて三師会等と随時協議</li> </ul>

# 報告 1 令和3年度ジェネリック医薬品利用の普及促進について

## 1. ジェネリック医薬品差額通知

### <事業の目的>

ジェネリック医薬品利用の普及促進としてジェネリック医薬品差額通知を実施し、被保険者自身の自己負担軽減とともに増加する医療費を抑制することにより保険税負担を低減させ、逼迫する国民健康保険財政運営の改善に繋げる。

### <事業の概要>

調剤薬局から請求のあった調剤報酬明細書を基に後発医薬品（ジェネリック医薬品）に変更可能な情報を被保険者へ提供し、ジェネリック医薬品への切り替えを促す。それにより自己負担額（3割）の軽減と合わせ、保険給付（7割）も軽減されることとなる。

○令和3年度発送回数：年2回

令和3年7月発送（令和3年5月調剤分）	3,001件
令和4年1月発送（令和3年11月調剤分）	3,380件
計	6,381件

○抽出条件

薬効分類：催眠鎮静剤、抗不安剤、抗てんかん剤、解熱鎮痛消炎剤、抗パーキンソン剤、精神神経用剤、総合感冒剤、その他の中枢神経系薬、局所麻酔薬、骨格弛緩剤、自律神経剤、鎮けい剤、その他の抹消神経系用薬を除くすべて

対象年齢：0歳以上

対象差額：（1被保険者あたり）：100円以上

対象投与期間：1日以上

## 2. ジェネリック医薬品広報活動

- ① 医療費通知にジェネリック医薬品の概要を掲載
- ② 高額療養費支給申請書の案内及び封筒、高齢受給者証年次更新の封筒へジェネリック医薬品利用促進を表示
- ③ ジェネリック希望シールを国保年金課、子育て支援課、障害福祉課の窓口等にて配布
- ④ ジェネリック希望シールを保険証・高齢受給者証送付時に同封
- ⑤ ジェネリック医薬品啓発ポスター、ジェネリック希望シールを市関連施設へ配布（窓口センター、保健所・保健センター）
- ⑥ ジェネリック希望カードを限度額適用認定証・支給決定通知の空欄部分に掲載し配布
- ⑦ 子育て情報ハンドブックへの啓発記事を掲載。
- ⑧ 豊橋市駅地下通路のアドケース内にポスターを掲示。
- ⑨ 豊橋市内46郵便局へジェネリック希望シールとポスターを掲示。

### 3. 令和4年度事業計画

#### (1) ジェネリック医薬品差額通知

抽出条件：対象差額（1被保険者あたり）を100円以上

発送件数：約7,000件（予定）

#### (2) ジェネリック医薬品広報活動

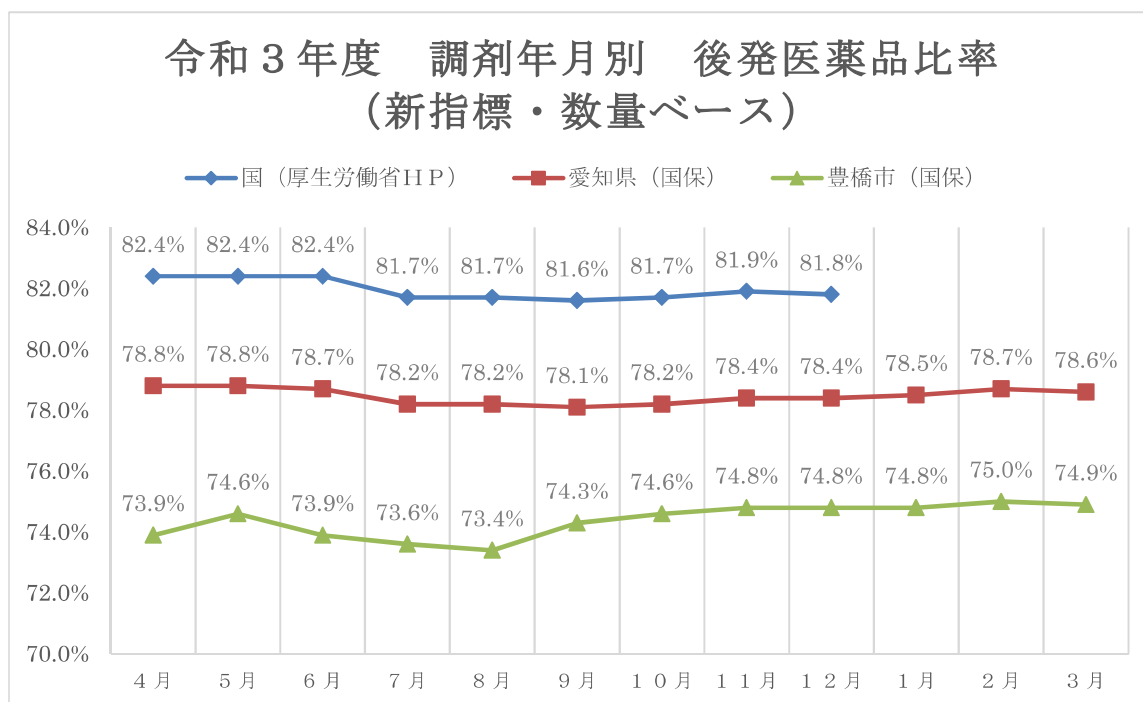
- ・令和3年度実施内容①～⑨に加え、保険税納入通知に同封のチラシ裏面にジェネリック希望シールの配布について掲載。
- ・豊橋南イオン店豊橋市広報コーナーにおけるデジタルサイネージへの啓発広告掲載。

#### <ジェネリック医薬品普及率>

**厚生労働省は、後発医薬品の使用促進の新たな目標について「2023年度末までに後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上」とすると示している。**

◎豊橋市国保実績（新指標・数量ベース）：	令和 3年 4月調剤分	73.9%
	令和 4年 3月調剤分	74.9%
		<b>(1.0%増)</b>
◎愛知県国保実績（新指標・数量ベース）：	令和 3年 4月調剤分	78.8%
	令和 4年 3月調剤分	78.6%
		<b>(0.2%減)</b>
◎全国実績（※）（新指標・数量ベース）：	令和 3年 4月調剤分	82.4%
	令和 3年 12月調剤分	81.8%
		<b>(0.6%減)</b>

（※）国民健康保険以外も含む



## 報告 2 豊橋市国民健康保険被保険者証(保険証)の一斉更新等について

### 1. 保険証と高齢受給者証の一斉更新について

【国民健康保険被保険者証（保険証）】

<b>愛知県</b>		有効期限	令和6年8月31日
<b>国民健康保険</b>			
<b>被保険者証</b>			
記号番号	○○○○○○	(枝番)	○○
被保険者氏名	○○ ○○		
性別	○	生年月日	昭和○年○月○日
適用開始日	令和○年○月○日	交付年月日	令和4年9月1日
世帯主氏名	○○ ○○		
住所	○○○○○○○○		
保険者番号	230029	交付者名	豊橋市 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>

- ・令和4年9月1日交付
- ・藤色
- ・令和4年8月中旬送付予定
- ・約71,000名更新予定
- ・広報とよはし8月号に掲載予定

【高齢受給者証】 . . . 70歳～74歳の後期高齢者医療に該当されない方に交付

<b>愛知県</b>		有効期限	令和5年7月31日
<b>国民健康保険</b>		一部負担	○割
<b>高齢受給者証</b>		金の割合	
記号番号	○○○○○○	(枝番)	○○
被保険者氏名	○○ ○○		
性別	○	生年月日	昭和○年○月○日
交付年月日	令和○年○月○日	発効期日	令和4年8月1日
世帯主氏名	○○ ○○		
住所	○○○○○○○○		
保険者番号	230029	交付者名	豊橋市 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span>

【一部負担金の割合】

2割
3割

- ・令和4年8月1日交付
- ・白色（薄橙色の縁取り）
- ・令和4年7月下旬送付予定
- ・約19,500名更新予定
- ・広報とよはし7月号に掲載

## 2. 社会保険の適用拡大について

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令4年10月～(改正)	令6年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	1週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務時間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

## 3. オンライン資格確認の普及に向けた更なる対策について

(令和4.6.7閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」より抜粋)

- ・令和5年4月から保険医療機関・薬局にオンライン資格確認の導入を原則として義務化する。
- ・患者によるマイナンバーカードの保険証利用が進むよう関連する財政措置を見なおす。  
(診療報酬上の加算の取扱いについては、中央社会保険医療協議会において検討)
- ・令和6年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す。さらにオンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止(加入者から申請があれば保険証は交付)を目指す。
- ・マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォン搭載に対応したオンライン資格確認の検討を進める。

# 一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。



2022年9月30日まで

2022年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割



区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

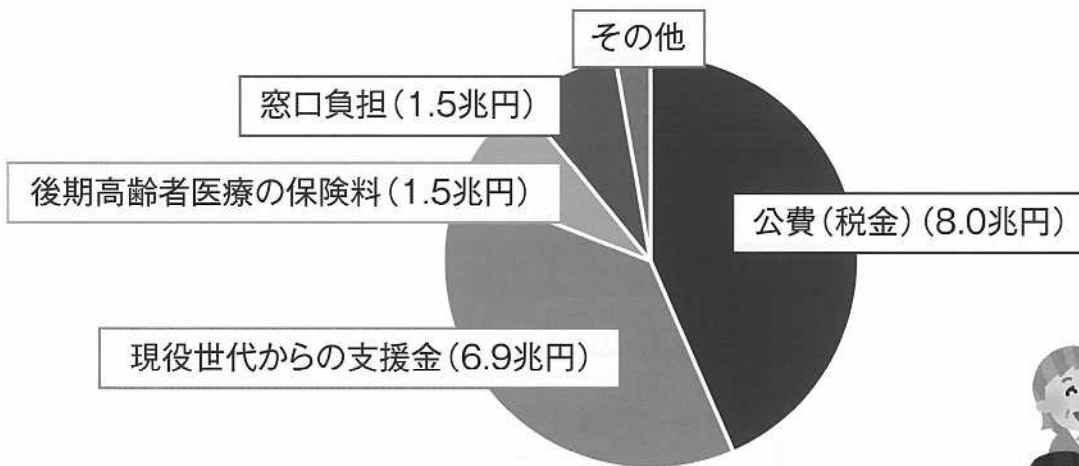
※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。



## 見直しの背景

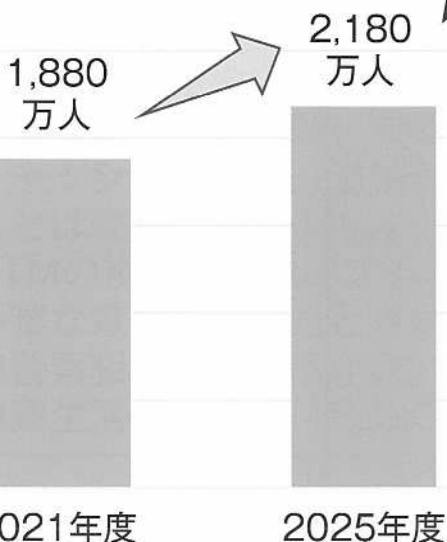
- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

### 75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳 (総額約18.4兆円)※令和4年度予算案ベース

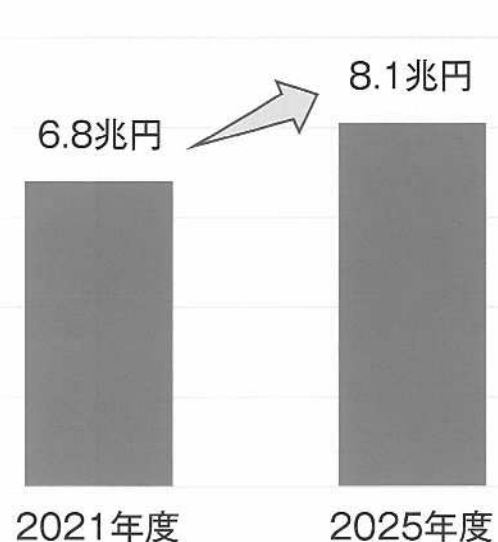


約300万人増加

75歳以上人口の増加

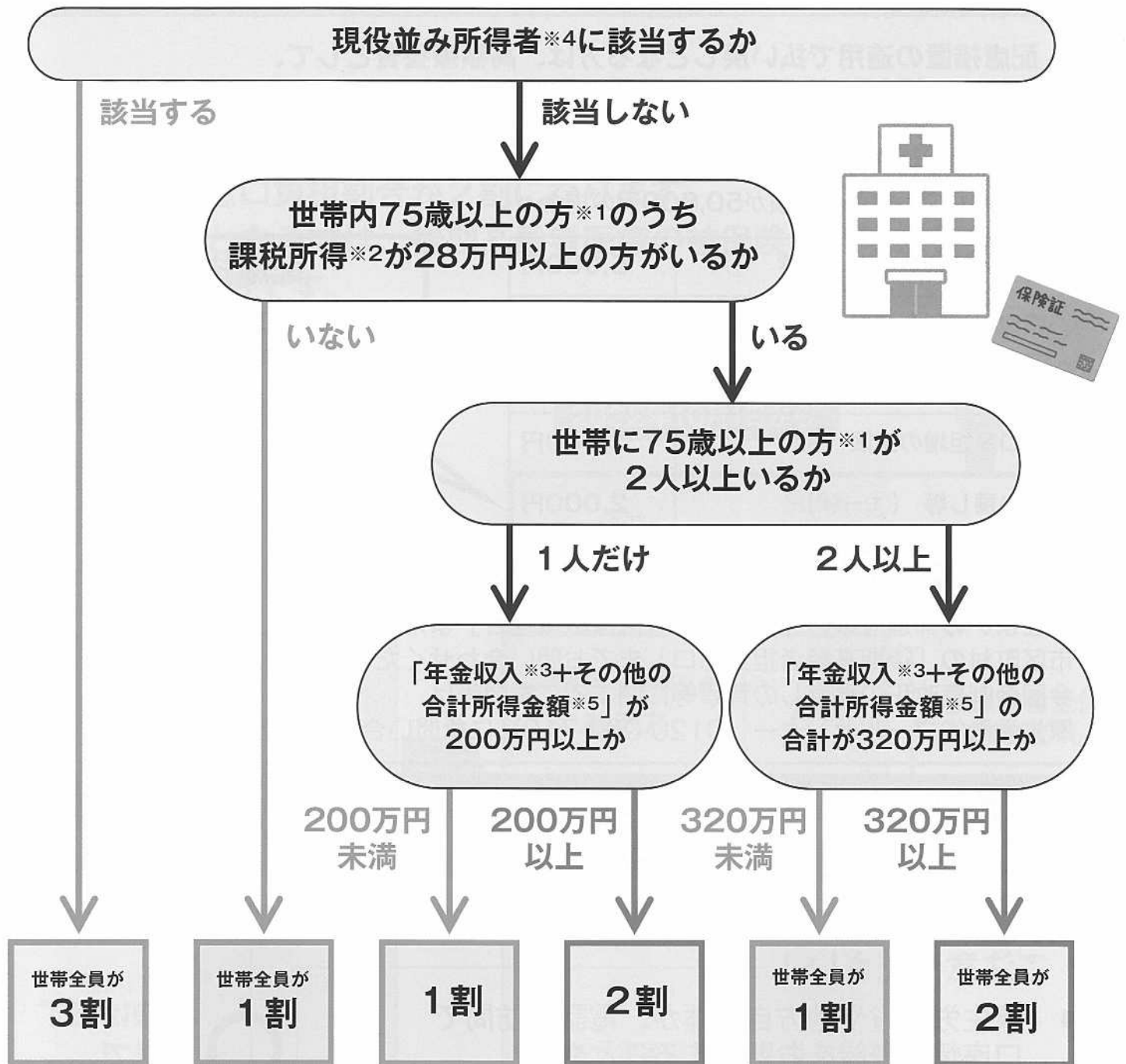


現役世代からの支援金の増加



# 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。  
(2021年中の所得をもとに、9月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは  
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは  
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは  
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

- 2022年10月1日の施行後3年間(2025年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。

※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。  
そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻し。

- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合 1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合 2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

### 配慮措置

1か月5,000円の負担増を  
3,000円までに抑えます。

### 医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

お住まいの都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または市区町村の「後期高齢者担当窓口」までお問い合わせください。  
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には  
**2022年9月頃** 愛知県後期高齢者医療広域連合から申請書を **郵送** します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

### ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。
- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)、または消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず  
郵送で  
お届けします



## 報告 4 国民健康保険税の賦課誤りについて

国民健康保険税について、一定の所得基準以下の被保険者に適用する保険税の軽減判定に誤りにより、一部の方が納め過ぎとなっていたことが判明し、6月30日に報道発表いたしました。

### ◆内容

軽減判定所得の計算は基本的に所得税法に準じて計算しますが、年金所得については所得税法の所得額から15万円控除して判定します。

この控除により所得の合計が赤字になった場合において、当該損失額を翌年度以降へ反映できていないことにより、翌年度の保険税の計算において誤った所得額で軽減判定を行い、軽減率が低く判定されている世帯がありました。

繰り越す損失が発生する具体的な事例は次のとおりです。

	所得税法の計算	国民健康保険の軽減判定所得の計算	備考
事業所得	▲20万円	▲20万円	
年金所得	30万円	15万円	所得税法による所得額から15万円を控除する。
所得の合計	10万円	<u>▲5万円</u>	当年度に5万円の損失発生 ⇒ 翌年度以降に繰越

### ◆件数と影響額

年度	影 響	
令和3年度	過大賦課	7件 112,300円
令和2年度	過大賦課	8件 150,200円
令和元年度	過大賦課	6件 111,800円
平成30年度	過大賦課	9件 162,000円
平成29年度	過大賦課	5件 165,300円
合計	—	35件 701,600円

実世帯数 27世帯 最高額 101,800円/世帯

### ◆対応と再発防止

対象者の方へ個別訪問し、お詫びとご説明をするとともに誤った額を正しい額に修正し、過納付になった額を還付する通知を7月20日に発送します。

また、事務マニュアルを修正するとともに、事務マニュアルに記載されている内容が法令、条例、国通知等に沿った内容となっているかを改めて確認し、再発防止に努めてまいります。